府令・省令

○内閣府令第六号

総務省令第六号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　武田　良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十五条　法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ 八　生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 九・十　［略］	**第十五条**　法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～七　同上］ ［号を加える。］ 八・九　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

省令

○総務省令第五十九号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十一日

総務大臣　武田　良太

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～25　略］ 26　法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる被保護者に関する情報の収集又は整理に関する事務 ［略］ 七・八　［略］ ［27～58　略］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［略］ ［2～25　略］ 26　法別表第三の七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる被保護者に関する情報の収集又は整理に関する事務 ［略］ 七・八　［略］ ［27～66　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～24　略］ 25　法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる被保護者に関する情報の収集又は整理に関する事務	（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～25　同上］ 26　［同上］ ［一～五　同上］ ［新設］ 六・七　［同上］ ［27～58　同上］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［同上］ ［2～25　同上］ 26　［同上］ ［一～五　同上］ ［新設］ 六・七　［同上］ ［27～66　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～24　同上］ 25　［同上］ ［一～五　同上］ ［新設］